

引き続き！

# ガソリン税の暫定税率廃止 を求める署名

ガソリン価格に上乘せされている揮発油税と地方道路譲与税（合わせてガソリン税）は、暫定税率（一時的な税率）として長年にわたり、本来の税率より揮発油税が2倍、地方道路譲与税が1.2倍の税率を課されてきました。

2008年3月31日に、その期限がいったん切れましたが、政府・与党は暫定税率の維持に固執し、4月下旬には衆議院の「再議決」による暫定税率「復活」を方針としています。

暫定税率が廃止されれば、ガソリン価格は約26円/ℓ下がり、自動車ユーザーにだけでなく、あらゆる日用品に含まれる運送コスト等を抑えて国民全ての消費にプラスとなります。

米国のサブプライム住宅ローン関連の損失から世界的な景気悪化懸念が広がり、既に原油高による日用品、食料品、4月からは電気・ガス料金の値上げ、政府の輸入小麦価格大幅アップも予定されています。

定率減税の廃止、住民税アップなどの市民負担増に加え、平均給与所得でも9年連続マイナスに据え置かれた脆弱な内需がさらに冷え込みつつあり、このままでは一層の景気後退は免れません。

（財）石油情報センターによるレギュラー店頭現金価格（神奈川県）の推移を見れば、07年2月時点では128円だったものが、08年2月の時点では149円となっており、暫定税率廃止によるリッター当たり約26円の値下げは最も現実的な景気対策となり得ます。

道路特定財源の使途に様々な無駄や問題がある事は言うまでもなく、87年当時に閣議決定された高規格道路全てを温存した長期整備計画に特定財源を注入し続けるべきかを問う構造改革のチャンスでもあります。

暫定税率廃止を契機に、道路特定財源そのものの一般財源化を進めるべきであり、期限切れによる一時的なガソリン価格引下げに留めずに、ガソリン税の暫定税率廃止を求めます。

内閣総理大臣 福田康夫 殿

取り扱い

原田タケル・トモコ事務所

〒251-0054  
藤沢市朝日町8-9-105

TEL 0466-28-1505  
FAX 0466-28-1505

この署名用紙をコピーして周りにお広げ下さい。お一人でも構いません。集まった分は上記に郵送もしくはFAXでご返送下さい。

3月末で署名を改定しましたが、趣旨は変わりません。これまでのものも引き続き4月下旬までにご返送下さい。

氏名	住所	連絡先